

## 第22回三者協議について（報告）

部落解放同盟中央本部

- (1) 証拠物の開示勧告申立書、東京高検以外に保管の証拠物一覧表の交付勧告申立書の提出（2015年2月23日）

1月23日の第21回三者協議における東京高検保管の証拠物の一覧表（領置表の写し）の提示を受けて、弁護団は存在が明らかになった証拠物のうち、石川一雄名義の注文書など筆跡にかかわると考えられるものや航空写真ネガなど5点について、開示勧告申立書を2月23日に東京高裁に提出しました。また、領置表で明らかになった証拠物のうち石川さん宅から家宅捜索の際に提出をうけて領置された証拠物については、請求人に還付するよう東京高検に請求しました。

また、今回提示された一覧表は、あくまで東京高検に保管されている証拠物の一覧表であり、東京高検以外の狭山警察署、埼玉県警、浦和地検等の官庁が保管する証拠物についても一覧表を交付するよう勧告を求める申立書をあわせて東京高裁に提出しました。

- (2) 手拭いについての新証拠と補充書を提出（2月13日）

弁護団は2月13日に手拭いに関する新証拠と補充書を東京高裁に提出しました。提出された新証拠は、証拠開示された捜査報告書や弁護団独自の調査にもとづく報告書などで、これで新証拠は155点になりました。

狭山事件で死体を縛るのに使われた手拭いは市内の米穀店が配った165本のうちの1本でした。石川さんの家からは配られた手拭いが提出されており、犯行に使われた手拭いは石川さんの家のものではないことになるはずですが、検察官は手拭いに関するTBSテレビのニュースを見て、石川さんの家族が義兄または隣家から都合をつけて警察に提出したと控訴審で主張し、寺尾判決（確定有罪判決）は手拭いを有罪証拠の一つにしました。ところが、2013年に証拠開示された捜査報告書で検察官が事件直後の5月6日の昼（午後0時20分）に石川さんの家で手拭いを現認していることが明らかになりました。また、弁護団の照会請求に対するTBSテレビの回答によって、手拭いに関するニュースが5月6日の昼のニュース（午後0時2分か

ら)であることがわかり、その間は約17分しかなく、テレビニュースで手拭いが報じられ都合をつけたという検察官の主張が成り立たないことが明らかになりました。これら新証拠によって、犯行につかわれた手拭いが石川さんの家のものではなく、事件直後に石川さんの家に手拭いがあり、警察に提出されていることは石川さんの無実をはっきりと示していることを明らかにする補充書を提出しました。寺尾判決の状況証拠の一つが証拠開示によって大きく崩れたこととなります。

### (3) 第22回三者協議 (3月24日)

～証拠物一覧表で明らかになった関係現場航空写真112枚が開示

2015年3月24日、東京高裁で第22回三者協議がひらかれました。東京高裁第4刑事部の河合健司裁判長と担当裁判官、東京高等検察庁の担当検察官、弁護団からは、中北事務局長、横田、青木、近藤、平岡、河村、小島、山本、福島、指宿、野口、高橋の各弁護士が出席しました。

弁護団が証拠物の一覧表で明らかになった航空写真など5点の開示を求めていたのに対して、東京高検の検察官は1月18日付けで意見書を提出するとともに、航空写真112枚を開示しました。このうち9枚は、1963年7月3日付で警察が作成した現場写真撮影報告書に添付されており、事件発生4日後の5月5日に撮影された航空写真です。弁護団は殺害現場や鞆の投棄など石川さんの自白が客観的状況と食い違っていることを明らかにした新証拠を多数提出していますが、これら開示された航空写真が、弁護団の主張をさらに裏付ける可能性があるとして、写真ネガの接写を求めるとともに今後精査していくことにしています。

しかし、一方で、このほかに開示を求めた証拠物については、石川さんの筆跡が存在するものはなく、必要性・関連性がないとして検察官は開示しませんでした。

協議で弁護団は、昨年10月の第20回三者協議で、プライバシーにかかわるとして検察官が開示できないとした筆跡資料について、裁判所に提出し、裁判所が検討し、すべて開示された経緯を指摘し、この従前の方法と同様に裁判所で判断して開示してほしいと求めました。検察官は検討するとしませんでした。

東京高検以外の証拠物の一覧表の開示を求めたのに対しては、検察

官は、証拠物はすべて東京高検に集められているので、この一覧表に記載された証拠物以外の証拠物はないと回答しました。弁護団は、当時の実況見分調書に記載されている犯行現場を撮影した8ミリフィルムが「不見当」とされていることなどを指摘し、東京高検の領置表記載の証拠物がすべてとすることに疑問があり、ほかの証拠物の存否を客観的に検証するために、埼玉地検や埼玉県警などで作成された一覧表を開示してほしいと求めました。

また、弁護団は3月23日付で、2月に提出した新証拠、補充書をふまえて、手拭いについての初期の捜査資料などの開示勧告申立書を提出し、あらためて開示を求めました。今回の三者協議では、1月に提示された証拠物一覧表によって明らかになった写真112枚が開示されましたが、一方で、検察官は、ほかの証拠物や高検以外の証拠物一覧表の開示は拒んでいます。

弁護団は今後、秘密の暴露とされた脅迫状を届ける途中で車に追い越されたという自白についての新証拠と補充書、さらに取り調べ録音テープと浜田鑑定、脇中鑑定をふまえた補充書などを提出していくことにしています。

弁護団の求める証拠開示・事実調べを実現し、再審開始に結び付けていくために、弁護団の提出した新証拠や証拠開示問題についての学習会と教宣を強化し、一層の世論の拡大が必要です。

次回の第23回三者協議は、5月下旬におこなわれます。狭山事件発生、石川さんの不当逮捕から52年をむかえて、5月21日に東京・日比谷野音で市民集会が開かれます。各地でも、市民集会の開催や街頭宣伝、要請ハガキ運動などの取り組みをすすめ、証拠開示と事実調べをおこなえ！という世論をさらに大きくしていこう！

以上